

議案第110号

鹿児島県道路公社の有料道路事業に係る国土交通大臣の許可事項の一部変更に同意  
することについて議決を求める件

鹿児島県道路公社が国土交通大臣に県道指宿鹿児島インター線の有料道路事業（指宿有料道路Ⅱ期及びⅢ期）に係る許可事項の一部変更の許可申請を行うことにつき、次のとおり同意することについて、道路整備特別措置法第16条第2項の規定に基づき、議決を求める。

令和3年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県は、鹿児島県道路公社が県道指宿鹿児島インター線の有料道路事業（指宿有料道路Ⅱ期及びⅢ期）に係る国土交通大臣の許可事項の一部を次のとおり変更することについて、道路整備特別措置法第16条第1項の規定に基づき同意する。

1 指宿有料道路（Ⅲ期）の事業に係る変更

工事予算の項中「25,200,000,000円」を「26,250,000,000円」に改める。

2 指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収していることに係る変更

料金の徴収期間の項を次のように改める。

料金の徴収期間（一の道路として料金を徴収する期間）

平成2年4月1日から令和24年4月3日まで（換算起算日平成14年11月30日から40年以内）  
（提案理由）

鹿児島県道路公社が県道指宿鹿児島インター線の有料道路事業（指宿有料道路Ⅱ期及びⅢ期）に係る国土交通大臣の許可事項の一部を変更することについて、同意しようとするものである。